天塩川上流減災対策協議会　規約

（名称）

第１条 この会議は、「天塩川上流減災対策協議会」（以下「減災対策協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条 この減災対策協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、天塩川上流における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九及び第一五条の十に基づき設置するものである。

　なお、減災対策協議会の対象河川は、天塩川水系における、旭川開発建設部及び上川総合振興局旭川建設管理部が管理する河川とする。

（減災対策協議会）

第３条 減災対策協議会は、別表－１の職にある者をもって構成する。

２　減災対策協議会に会長を置き、会長は旭川開発建設部長とする。

３　会長は、減災対策協議会の事務を掌理する。

４　会長は、第１項によるもののほか、減災対策協議会の同意を得て、必要に応じて別表－１の職にあたる者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（実施事項）

第４条 減災対策協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

１　洪水の浸水想定等の水害リスク情報及び水防に関する情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

２　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。

３　取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

４　その他、大規模氾濫に関する減災対策、水防活動に関して必要な事項を実施する。

（減災対策幹事会及び部会）

第５条 減災対策協議会に減災対策幹事会及び部会を置く。

２　減災対策幹事会及び部会は、別紙－２の職にある者をもって構成する。

３　幹事長は旭川開発建設部次長（河川・道路）をあてる。また、部会長は名寄河川事務所長をあてる。

４　幹事長は減災対策幹事会、部会長は減災対策部会の事務を掌理する。

５　減災対策幹事会は、減災対策協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減

災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について減災対策協議会に報告する。また、必要に応じて部会に通知し、その指導に当たるものとする。

６　部会長は、事業の実施にあたり、幹事長に報告するものとする。

７　幹事長、部会長は、第２項によるもののほか、会の同意を得て、必要に応じて別表－２の職にあたる者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（会議の公開）

第６条 減災対策協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、減災対策協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　減災対策幹事会は原則非公開とし、減災対策幹事会の結果を減災対策協議会へ報告することにより公開と見なす。

（減災対策協議会資料等の公表）

第７条 減災対策協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、減災対策協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　減災対策協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第８条 減災対策協議会及び、減災対策幹事会の事務局は、旭川開発建設部治水課、流域治水対策官及び、上川総合振興局旭川建設管理部事業室治水課に置く。また、減災対策部会の事務局は名寄河川事務所におく。

２　減災対策協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　減災対策幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　減災対策部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、減災対策協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、減災対策協議会で定めるものとする。

（附則）

第１０条 本規約は、平成２９年６月２６日から施行する。

本規約は、平成３０年２月２０日から施行する。（改正）

本規約は、令和２年２月１７日から施行する。（改正）

本規約は、令和３年２月８日から施行する。（改正）

本規約は、令和６年３月１８日から施行する。（改正）

別表－１　　天塩川上流　減災対策協議会

関　係　機　関	減災対策協議会
旭川開発建設部	旭川開発建設部長（会長）
旭川地方気象台	旭川地方気象台長
上川総合振興局	上川総合振興局長
北海道警察	旭川方面本部警備課長 旭川方面名寄警察署長 旭川方面士別警察署長
陸上自衛隊第二師団	陸上自衛隊第二師団長
天塩川上流水系 市町村	士別市長 名寄市長 和寒町長 剣淵町長 下川町長 美深町長 音威子府村長 中川町長
事務局	旭川開発建設部　治水課 流域治水対策官 上川総合振興局　旭川建設管理部事業室　治水課

別表－２　　天塩川上流　減災対策協議会（幹事会、部会）

関　係　機　関	減災対策幹事会	減災対策部会
旭川開発建設部	旭川開発建設部次長（幹事長） 公物管理課長 治水課長 流域治水対策官 施設整備課長 防災課長 名寄河川事務所長 岩尾内ダム管理支所長 サンルダム管理支所長	名寄河川事務所長（部会長） 岩尾内ダム管理支所長 サンルダム管理支所長
旭川地方気象台	旭川地方気象台防災管理官	
上川総合振興局	地域創生部危機対策室主幹 旭川建設管理部用地管理室維持管理課長 旭川建設管理部事業室治水課長	
北海道警察	旭川方面本部警備課課長補佐 旭川方面名寄警察署警備係長 旭川方面士別警察署警備係長	
陸上自衛隊第二師団	師団司令部第３部長	
天塩川上流水系 市町村	士別市総務課長 名寄市総務部参事（防災担当） 和寒町総務課長 剣淵町総務課長 下川町総務企画課長 美深町総務課長 音威子府村総務課長 中川町総務課長	士別市総務課長 名寄市総務部参事（防災担当） 和寒町総務課長 剣淵町総務課長 下川町総務企画課長 美深町総務課長 音威子府村総務課長 中川町総務課長
事務局	旭川開発建設部　治水課 流域治水対策官 上川総合振興局　旭川建設管理部事業室治水課	名寄河川事務所